⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　当研究所において採用できると判断した入札者であって、当研究所の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　落札者の決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑻　手続きにおける交渉の有無　無。
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑽　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Naoyuki Igarashi Director-Procurement Division for National Institute of Advanced Industrial Science and Technology
⑵　Classification of the products to be procured: 41
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Consturuction work for the Improvement Project for "AIST Tsukuba Nanotechnology and Materials Research Base" (tentative) 1 set
⑷　Fulfillment period: 31 Mach 2014
⑸　Fulfillment place: National Institute of Advanced Industrial Science and Technology
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
①　not come under Article 7 and 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for AIST.
②　have Grade A in terms of the qualification for participating in tenders by National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (in the fiscal year of 2013 and 2014)
⑺　Time-limit for Tender: 17: 00, 15 January 2014
⑻　Contact point for the notice: Accounting Team, National Institute of Advanced Industrial Science and Technology, 1―1―1, Higashi, Tsukuba-shi, Ibaraki-ken, 305―8561 Japan. TEL 029―861―2142

○産総第80号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　つくばセンターナノテク・材料研究拠点（仮称）機械設備工事　１式
⑶　工事場所　独立行政法人産業技術総合研究所つくば中央第５事業所　〒305―8565 茨城県つくば市東１－１－１
⑷　工事内容　本工事は、つくばセンターナノテク・材料研究拠点（仮称）（鉄骨造（Ｓ）造　地上４階、延床面積約7,801.41㎡、建築面積約2,088.48㎡）の新営機械設備工事の施工を行うものである。なお、本工事に関連する建築工事、電気設備工事等については別途発注される予定である。
⑸　工期　平成26年３月31日
⑹　使用する主要な資機材　空気調和設備機器、換気設備機器、自動制御設備機器、衛生器具設備機器、給水設備機器、排水設備機器、消火設備機器、実験排気設備機器、特殊ガス設備機器
⑺　入札方法　上記１⑵の件名について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしている単体又は当該者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
①　独立行政法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
②　単体又は共同企業体の代表者は、独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「管工事」の「Ａ」の等級に格付けされている者であって、同要領第15条に基づいて算出された数値が1,150点以上であること。共同企業体の代表者以外の構成員は、独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「管工事」の「Ａ」の等級に格付けされている者であって、同要領第15条に基づいて算出された数値が950点以上であること。なお、経済産業省において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、同要領に基づき再格付けされていること。）
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再格付けを受けた者は除く。）でないこと。
④　共同企業体の構成員の数は、２社又は３社とする。
⑤　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑥　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑧　本入札公告の日から開札の時までの期間に産総研の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑨　平成15年度以降に次に掲げる基準を満たす新営工事において、機械設備工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）
㋐　単体又は共同企業体の代表者
ａ）建物用途　研究施設（人文科学系のものは除く。）又は類似施設（実験室、研究室（人文科学系のものは除く。））の合計面積が過半を超える施設若しくは病院（患者20人以上の収容施設を有し、手術室を有するものに限る。）をいう。
ｂ）構造・階数　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上３階以上
ｃ）建物規模　延べ面積4,500㎡以上
㋑　共同企業体の代表者以外の構成員
ａ）建物用途　研究施設（人文科学系のものは除く。）又は類似施設（実験室、研究室（人文科学系のものは除く。））の合計面積が過半を超える施設若しくは病院（患者20人以上の収容施設を有し、手術室を有するものに限る。）をいう。
ｂ）構造・階数　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上３階以上
ｃ）建物規模　延べ面積4,500㎡以上